【新旧対照表】

■MyJCB 利用者規定
※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

MyJCB 利用者規定		
現行	改定後	備考
第１条　（定義） 6.「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合い言葉およびワンタイムパスワード（第 5 条第 4 項に定めるものをいう）の総称をいいます。	第１条　（定義） 6.「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード（第 5 条第 4 項に定めるものをいう）および暗号鍵その他本サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正
同条 （新設）	7.「利用端末」とは、利用者が本サービスを利用するために用いる端末をいいます。ただし、端末の機種等によっては利用端末として用いることができない場合があります。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正
同条 （新設）	8.「パスキー認証」とは、暗号鍵を用い、かつ利用者が利用端末においてモバイル端末認証（第 5 条第 5 項に定義する）を行うことによって、モバイル端末認証を行った者を利用者であると認証する認証方法をいいます。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正
同条 （新設）	9.「暗号鍵」とは、利用者がパスキー認証を行う際に必要な、利用端末において使用するために、利用者ごと（カードごと）に生成される電磁的な情報をいいます。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正
同条 （新設）	10.「パスキー登録」とは、利用者がパスキー認証を行うために、両社所定の方法により、パスキー認証の利用申込みを行い、両社が承認した場合に、暗号鍵が利用端末に保存されることおよび利用端末の OS にかかるアカウントの ID（以下「OS アカウント ID」という）に紐づくことをいいます。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正

第５条　（本サービスの利用方法） 2. 利用者は、本 Web サイトにおいて ID およびパスワードを入力し（以下「ログイン」という）、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。	2. 利用者は、本 Web サイトにおいて ID およびパスワードを入力~~し（以下「ログイン」という）、本規定等に従うことにより、~~する方法で認証を行って本 Web サイトにログインすること（以下「ログイン」という）により、本サービスを利用することができるものとします。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正
同条 3. 前項にかかわらず、両社は、ID およびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合い言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、ID およびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、本サービスを利用することができるものとします。	3. 前項にかかわらず、両社は、ログインに際して、ID およびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合い言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、ID およびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、~~本サービスを利用~~ログインすることができるものとします。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正
同条 （新設）	5. 利用者は、両社所定の方法によりパスキー登録がなされ、当該パスキー登録が有効である場合、前三項に基づく認証に代えて、利用端末のモバイル端末認証（以下の各号のいずれかの方法による認証をいう）が行われることにより、両社所定の方法で暗号鍵を用いることによってパスキー認証を行い、ログインすることができるものとします。 なお、最終ログイン日から両社所定の日数が経過した場合は、利用者に対する特段の通知なくパスキー登録は解除されるものとします。 (1) 利用端末を利用するために必要な暗証番号（以下「パスコード」という）を当該利用端末に入力することにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法 (2) 利用端末を利用するための認証手続として生体認証機能が当該利用端末に設定されている場合において、生体認証がなされることにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法 （3）前二号のほか、利用端末の OS を提供する事業者が定める認証方法	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正

同条 5. 両社は、入力された ID とパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。なお、第 5 条の 2 に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象 ID のいずれか 1 つおよびそれに対応するパスワードの一致を確認することにより、すべてのおまとめ対象 ID に係るカードに関して、その入力者を利用者本人と推定します。	~~5~~6. 両社は、入力された ID とパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。ただし、パスキー認証を行う場合は、モバイル端末認証がなされたことにより、暗号鍵が用いられた場合には、当該端末の占有者が利用者本人であると推定します（なお、パスキー認証は利用者がパスキー登録を行った利用端末以外の端末（以下「他端末」という）においても利用することができるため、他端末において当該他端末のモバイル端末認証がなされた場合であっても、その結果暗号鍵が用いられた場合には、当該他端末の占有者が利用者本人であると推定します。）。なお、第 5 条の 2 に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象 ID のいずれか 1 つ~~およびそれに対応するパスワードの一致を確認することにより、~~において本条に基づく認証がなされることにより、すべてのおまとめ対象 ID に係るカードに関して、当該認証手続を行った者を利用者本人と推定します。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正
第 7 条 （利用者の管理責任） 1. 利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。	1. 利用者は、自己の認証情報（利用者がパスキー登録を行っている場合には、パスコードならびに OS アカウント ID およびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。）が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正
第 7 条 （利用者の管理責任） 3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。	3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。ただし、利用者が認証情報、端末および第 5 項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正

同条 （新設）	5.利用者はパスキー登録を行った場合、第 5 条第 6 項に定める内容も考慮の上、暗号鍵を複製（クラウドサービス上に保存する行為を含む）するか否か、自己の責任において慎重に判断するものとし、暗号鍵を複製した場合には、その結果複製された暗号鍵が第三者によって使用された場合であっても、本条に基づく責任を負うものとします。また、利用者が暗号鍵を第三者が提供するクラウドサービスまたはその他のアプリサービス等（以下「クラウドサービス等」という）において保存している場合には、クラウドサービス等を利用するための認証情報等（ID・パスワードを含むが、それに限られない。）を厳重に管理するものとします。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正
同条 （新設）	6.利用者は暗号鍵を保存している端末を厳重に管理する義務を負い、当該端末の使用について一切の責任を負うものとします。また、当該端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正
附則	第 1 条第 10 項に定めるパスキー登録の申込みが可能となるカードは、別途両社が公表します。	パスキーを用いた FIDO 認証の導入に伴う修正